

お持ち帰り用

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価について

【素案】概要版

1. 目的

本市では、市民の利便性向上及びマイナンバーカード事務の効率化を目的として、令和8年（2026年）4月からマイナンバーカード交付関係事務に関する新しい業務委託を実施いたします。

当業務委託については、特定個人情報等を取り扱う委託内容となっておりますので、特定個人情報保護評価を再実施するものです。

今回、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施につき、広く市民の皆様の意見を求めます。

2. 評価の対象となる文書とその構成

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

【構成】赤字が今回修正を加える箇所

項目	内容
I 基本情報	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 3.特定個人情報ファイル名 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 5.個人番号の利用 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 7.評価実施機関における担当部署 8.他の評価実施機関

II 特定個人情報ファイルの概要 (2)	1.特定個人情報ファイル名 2.基本情報 3.特定個人情報の入手・使用 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5.特定個人情報の提供・移転 6.特定個人情報の保管・消去 7.備考
III リスク対策 (プロセス) (2)	1.特定個人情報ファイル名 2.特定個人情報の入手 3.特定個人情報の使用 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5.特定個人情報の提供・移転 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 7.特定個人情報の保管・消去
IV リスク対策 (その他)	1.監査 2.従業者に対する教育・啓発 3.その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ	1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ
VI 評価実施手続	1.基礎項目評価 2.国民・住民等からの意見の聴取 3.第三者点検 4.個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

3. 主な修正箇所について

既存の住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書における「II 特定個人情報ファイルの概要 (2) (本人確認情報ファイル) → 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」に今回の業務委託を「委託事項 2」として追加し、「III リスク対策 (プロセス) (2) (本人確認情報ファイル) → 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」に「特定個人情報ファイルの取扱い委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置」を追加しました。

II 特定個人情報ファイルの概要（本人確認情報ファイル）

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託事項2	熊本市マイナンバーカードセンター等運営業務委託	
①委託内容	熊本市マイナンバーカードセンター運営業務、マイナンバーカード申請サポート業務、マイナンバーカード交付前設定業務、マイナンバーカード交付関係事務、マイナンバーカード交付通知書発送業務、マイナンバーカード交付職員補助業務、コールセンター業務、マイナンバー制度に関する広報業務 等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	<p>マイナンバーカードの交付関係事務に係る民間事業者への委託範囲については、マイナンバーカードの円滑な交付を図るため、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について」(令和6年3月5日総行マ第20号)に基づき、一部の業務を除いて、市町村の適切な管理下にある状況において、交付前設定業務のみならず、マイナンバーカードの暗証番号の設定を含むカードの交付処理や一時停止解除、暗証番号の変更・再設定等に拡大された。</p> <p>当該業務の委託化は、行政の運営のみでは困難であった「繁閑に応じた流動的な人員配置や窓口数の増減による円滑な交付」等を可能にするものであり、市民利便性の向上を図るものである。</p> <p>なお、マイナンバーカードの交付の対象者は、全ての住民基本台帳登録者であることから、当該業務での特定個人情報ファイルの取り扱い範囲も、全ての住民基本台帳登録者となる。</p>	
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[50人以上100人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、既存住基システム)</p>	
⑤委託先名の確認方法	熊本市ホームページ等で確認できる予定	
⑥委託先名	未定(令和8年3月頃契約締結予定)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。 委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑨再委託事項	未定

III リスク対策（プロセス）(2)（本人確認情報ファイル）

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

特定個人情報ファイルの取扱い委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【熊本市マイナンバーカードセンター等運営業務委託特有のリスク及びそのリスクに対する措置】	
(リスク①)	・交付関係業務を委託化することによって、他業務（特定個人情報ファイルの取り扱いを行わない業務）へ何かしらの悪影響を及ぼすリスク
(リスク①に対する措置)	・当該業務の仕様について、市の保有する端末・ネットワーク（専用回線）を使用し、当端末のみで完結可能な業務として構築する ・当該業務を履行する、場所・人・権限について制限を行う。 ・仕様書どおりの履行となっているか月に一度、現場確認を行う。
(リスク②)	窓口（開放的環境）で交付関係業務を委託化する情報セキュリティリスク
(リスク②に対する処置)	・端末の使用は必要な時だけに限定し、使用の終了した端末は、必ず操作者認証（ユーザー認証）を終了（ログオフ）する。 ・来庁者など業務担当者以外かたの覗き見（ショルダーハッキング）を防止するために、覗き見防止フィルターを設置する。 ・不正操作を防止するために、監視カメラを設置する。

4. 特定個人情報保護評価のスケジュール

時期	内容
R7年12月1日 ～R8年1月5日	パブリックコメントの実施
R8年1月～R8年2月 (予定)	第三者点検（熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会）の実施
R8年3月（予定）	・特定個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書を提出 ・熊本市のホームページ上で公開